



デジタル原則に照らした規制の一括見直しについて

令和4年10月13日
総務省情報流通行政局郵政行政部
信書便事業課

- 我が国では、少子高齢化が進む中で、今後、あらゆる産業・現場における人手不足の進行が予想される。こうした社会課題を解決するには、あらゆる分野でのデジタル化の推進が不可欠である。他方、我が国の社会制度やルールにおいて、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が広く浸透しており、「デジタル化」を阻む大きな要因となっている。
- 日本社会の構造を大胆に改革していくために、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル臨時行政調査会は、昨年12月、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定し、当該原則に適合したデジタル社会の実現を目指して取り組むこととしている。

構造改革のためのデジタル原則

① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

② アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

③ 官民連携原則(GtoBtoCモデル)

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

④ 相互運用性確保原則

官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの決定

- 本年6月、デジタル臨時行政調査会は、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定した。
- これと並行して、調査会では、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

(参考) 代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

- このうち、信書便事業に関する法令等の点検を行った結果、次ページ以降に記載するものが見直しの対象としてリストアップされたところ。今後、デジタル社会にあった規制・制度に向けて、法令等の見直しを検討・実施していく。

1. 料金等の掲示 【書面掲示規制】

- ◎ 一般信書便事業者においては、現行の信書便法第18条に基づき、料金、信書便約款、その他総務省令で定める事項を営業所において掲示する義務が課されている。
また、特定信書便事業者においては、現行の標準信書便約款に基づき、役務の名称及び内容、受付日時、信書便物の大きさ及び重量の制限並びに料金表を営業所の店頭に掲示することとされている。
- ⇒ 一般信書便事業者に関しては、信書便法の改正を行い、営業所における掲示に加えインターネットでこれらの事項を閲覧できるようにする義務を課す予定。
特定信書便事業者に関しては、信書便法の改正に併せて標準信書便約款の改正を行い、インターネットでこれらの事項を閲覧できるようにする方向で検討中。

2. 立入検査 【目視規制】

- ◎ 総務大臣は、現行の信書便法第37条において、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとなっている。
- ⇒ 従来の実地での検査だけでなく、今後はリモートによる検査も可とする旨、所要の規定の整備を行う方向で検討中。

3. 信書便管理者の選任 【常駐・専任規制】

- ◎ 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、信書便法施行規則第31条に基づき、信書便管理規程の認可を受ける際には、同規程に信書便管理者の事業場ごとの選任及びその具体的な職務の内容を記載することとされている。

⇒ 信書便管理者がその職責を果たす限りにおいて、必ずしも事業場への常駐を要しないこと、及び他の職務との兼任を禁じない旨を明らかにするべく、所要の規定の整備を行う方向で検討中。

4. 意見の聴取において作成した調書の閲覧 【往訪閲覧縦覧規制】

- ◎ 信書便法の規定による処分又はその不作為について審査請求がなされた場合、信書便法第40条に基づき、審査請求人に対してなされた意見の聴取に際して作成された調書について、審査請求人又は代理人は閲覧することができる(信書便法施行規則第46条)。

⇒ 調書の閲覧がオンラインでも可能となるよう省令改正を行う方向で検討中。

◎民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)

(料金等の掲示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。)、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(審査請求の手續における意見の聴取)

第四十条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が意見の聴取をした後にしなければならない。

2・3 (略)

◎民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号)

(信書便管理規程の認可の申請)

第三十一条 法第二十二条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程(変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

2 法第二十二条第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容

イ 信書便の業務の監督

ロ 顧客の情報及び信書便物の管理

二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置

四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

(調書)

第四十六条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

一 事案の件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名

五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名

六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名

七 陳述の要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨

九 その他参考となるべき事項

3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。